

京都市告示第 70 号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路（昭和 25 年 12 月 8 日指定 京都府告示第 820 号）の指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和 2 年 4 月 15 日

京都市長 門川 大作

1 承認事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置	申請者
第 6016 号	令和 2.4.8	メートル 4.00	メートル 81.98	京都市伏見区淀樋爪町 383 番 2 及び 397 番 7 の全部 382 番 3, 383 番 3, 38 4 番 2, 384 番 3, 384 番 4, 387 番 2, 388 番 2, 390 番 1, 390 番 11, 3 91 番 1, 394 番, 397 番 1, 397 番 2, 397 番 3, 397 番 5, 397 番 9 及び市 有地の各一部	国土交通省 近畿地方整備 局 淀川河川事務 所 淀川河川 事務所長 三戸 雅文

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)